

## 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の運営について

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について」（平成25年6月24日内閣官房長官決定）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 議事の進行

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 座長は委員を座長代理に指名することができる。座長が出席できないときは、座長代理が座長の職務を代行する。

### 2. 委員の欠席

- (1) 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させることはできない。
- (2) 会議を欠席する委員は、座長を通じて書面により意見を提出することができる。

### 3. 議事の公開

議事は原則として公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

### 4. その他

その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。